

第三者評価結果

事業所名：こころベイビー

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画については、姉妹園の園長と相談して作成しています。作成にあたっては、保育所保育指針にもとづいて、年齢ごとの子どもの発達過程や子どもの家庭状況、法人及び園の理念・方針等を展開し、地域性、長時間保育等を考慮したものとなっています。作成した全体的な計画は、職員に展開され、いつでも確認できるようファイリングされており、振り返ることができるようになっています。今後、作成に関しては、職員からの聞き取りを反映するなど職員の参画が期待されます。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 保育室に温・湿度計、エアコン、加湿器付空気清浄機を設置し、職員が適宜、温・湿度の管理をしており、新型コロナウイルス感染症対策として常時窓を開けて換気しています。また、窓は大きく、採光を十分に取り入れることができます。園の方針として自然素材を多く取り入れ、おもちゃもなるべく紙や木、布製の自然素材のものをを用いるようにしています。清掃や消毒を毎日実施し、寝具はコットを使用しています。保育室は、1フロアで明るく広々としていて、子どもがくつろいで過ごせるように環境設定されています。トイレや手洗いは清掃が行き届いて清潔に保たれ、廊下からの視線を遮りプライバシーへの配慮をするとともに、明るい雰囲気となるようにしています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 日ごろから送迎の際に保護者とコミュニケーションを積極的に図ることで、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重しています。また、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者が判断するのではなく、目の前の子どもが「何を感じ」「どのようにしたいか」を応答的に関わり、見守ることを重要視しています。一人ひとりの発達を踏まえ、安全面も考慮したうえで、子どもたちの自発性を大切にしています。そのため、保育者は「待つ・見守る保育」を大切にし、せかず言葉や制止させる言葉、否定語を不必要に用いず、共感や代弁、また提案等を通して子どもたちと関わり、子どもたち自身が体験の中から気づけるよう配慮しています。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 基本的な生活習慣については、家庭との情報共有を丁寧に行い、一人ひとりの発達や興味に合わせて食事やトイレトレーニングなどを進めるよう配慮しています。生活習慣の習得にあたっては、子どもの「やりたい」という意欲を大切に、自分でできた際に「できたね」と共感することで、一人ひとりが達成感を得られるよう配慮しています。そのため、「～しなさい」という言葉がけではなく、「～やってみる？」「次は～するんだっけ」のように子ども自身が気づき、取り組めるよう心がけ、一人ひとりの子どもの自発性を大切にしています。そのため、保育者が一斉に子どもたちに指示して行うのではなく、一人ひとりのペースに合わせて取り組めるよう、待つ、見守る、促す等の関わりを大切にしています。	

A－１－（２）－④ 【Ａ５】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 子どもが自発的に生活と遊びができる環境を整備しています。日々の活動も一斉活動として行うのではなく、興味や関心をもった子どもたちが参加することで、自然にクラス全員での活動となることがあります。戸外遊びの際は自然豊かな近隣の公園や畑など、子どもたちが身近な自然と触れ合い、一人ひとりの興味や関心に応じて十分に遊び込めるよう、保育者は連携しながら子どもたちを見守っています。行先では、農家の方に野菜をもらったり、団地のプールで水遊びをしたりと地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会となっています。室内では、季節の制作や職員のピアノやギターに合わせて歌を歌うなど、さまざまな表現活動が体験できるよう工夫されています。	
A－１－（２）－⑤ 【Ａ６】 乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 乳児が安心して保育士等と愛着関係が持てるよう、保育者と1対1での関わりを大切にしています。また、室内には「自然素材」のものが使用されていることで、安全面や衛生面に配慮した環境となっています。また、長時間過ごす子どもたちが、ゆっくりとくつろげる空間、環境となっています。乳児から五感を十分に感じる保育環境づくりに配慮しています。1日を通して積極的に戸外に出て、水の冷たさや土の感触、木のぬくもり等を十分に感じられるよう配慮しています。その際に、保育者間で安全面への配慮の基準を共有しつつ、五感で体験できることを大切にしています。家庭との連携に関しては、夜の過ごし方や、休みの際の過ごし方等について、送迎時や連絡帳等を通して十分に情報共有を行うなど、連携を密にできるよう配慮しています。	
A－１－（２）－⑥ 【Ａ７】 ３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 子どもたち一人ひとりの自発性、主体性を大切にし、個々の興味に応じて十分に活動ができるよう配慮しています。活動の際は、子どもたちの関心に合わせて保育者間で連携し、援助しすぎることなく、一人ひとりの子どもたちの様子を安全面にも配慮し十分に見守れるようにしています。戸外活動は、子どもたちの興味や関心、安全面にも配慮し選んでいます。子どもの自我の育ちに関しては、共感や代弁、見守りを大切にしています。子ども同士でのぶつかり合いに関しても、保育者が判断するのではなく、共感や代弁をすることで子どもたち自身が小さなトラブルを経験できることを大切にしています。子どもの様子については、日々の送迎時や連絡帳、ドキュメンテーションを通して伝えています。	
A－１－（２）－⑦ 【Ａ８】 ３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
<コメント> 0～2歳児施設のため3歳以上児は在籍していません。	
A－１－（２）－⑧ 【Ａ９】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 園では障害の有無に関わらず、一人ひとりの得意な面を把握し生かせるよう配慮しています。配慮が必要と思われる子どもについては、テーブルの席を落ち着く場所にしたり、午睡の場所を配慮するなど子どもに応じて対応しています。子どもがパニックを起こした際は無理に活動に参加させず、気持ちに寄り添い個別の対応をしています。子どもの様子については、個別の記録を記載するとともに、指導計画の中にエピソードを通した個別の様子について記載しています。保護者に向けては、子どもの気になる姿などを相談できる場所を知らせたり、ポスターやパンフレットなどで周知をしています。必要に応じて療育センター等と連携し、相談や助言を受け具体的な保育実践につなげています。今後は、障害のある子どもの保育について、研修等に積極的に参加し、必要な知識や情報を得ることが期待されます。	

【A10】 A－１－（２）－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 個々の子どもの様子や確認事項等を職員全体で共有しています。また、一人ひとりの子どもの1日の様子を共有し、1日の生活を見通して、その連続性に配慮した関りができるよう取り組んでいます。朝の時間と夕方の時間に異年齢の子どもと一緒に過ごす時間があります。また、自然に年上の子どもが年下の子どもの面倒を見たり、年下の子どもが年上の子どもの姿にあこがれ、真似てみるなどの姿が見られます。保育時間の長い子どもに対しては、保育者がじっくりと関わり安心感が持てるよう配慮し、夕方散歩に行ったり、部屋を移動して気分転換したりしています。	
【A11】 A－１－（２）－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
＜コメント＞ 0～2歳児施設のため、具体的な取組はまだありません。	
A－１－（３） 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A－１－（３）－① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 一人ひとりの子どもの心身の健康状態については、登園時の視診や朝の過ごし方等の観察から把握しています。また、子どもの体調悪化やケガなどについては、保護者に電話連絡して対応を相談しています。子どもの保健に関する計画を作成しており、計画の内容等は指導計画の健康の欄に反映され、衣服の調節や体調管理、こまめな水分補給等、具体的な実践につなげています。保護者に対し、園での子どもの健康に関する取組について、グループ園の看護師が作成している保健だよりを通して伝えています。また、重要事項説明書において、健康管理に関することが記載されています。乳幼児突然死症候群については、午睡時にプレスチェック表を用いて職員間で情報を共有するなど、必要な取組が行われています。感染症が発生した際には、グループ園の看護師から保護者に感染症名などの情報を保健だよりにて伝えています。	
【A13】 A－１－（３）－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 年に2回の健康診断および歯科健診を実施し、健康台帳および歯科健診記録に記載して職員間で周知するとともに、保護者へ結果報告をして必要とあれば受診につなげるようにしています。また、健康診断、歯科健診の際は保護者からの健康に関する質問を園医、園歯科医に伝え、必要とあれば受診へとつなげています。日々の保育の中でも、絵本や人形を使って歯磨きや風邪予防の大切さを子どもたちに伝えています。また、毎月、身長・体重測定の結果を記録し、保護者と共有しています。身長・体重測定の結果は園医とも共有していて、気になる子どもには個別で受診、相談を促しています。	
【A14】 A－１－（３）－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
＜コメント＞ アレルギー疾患のある子どもに対して、マニュアルをもとに、適切な対応を行っています。アレルギー児の食事の提供については、提供の際調理スタッフと確認し、専用のテーブル、トレイを準備して記名のプレートとともに提供しています。現在、アレルギー疾患のある子どもは在籍していませんが、提供にあたっては、保護者に保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導票の提出や健康台帳への記載を依頼し、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行う体制があります。また、食後、体に何か異変と思われる症状が出た場合は、写真を撮り、保護者に確認してもらうこととしています。アレルギーが出やすい食材は控え、全員が食べられる献立を作成しています。今後、職員には、自治体が主催するアレルギーに関する研修を受講し、必要な知識や情報を得たり、技術を習得したりすることが期待されます。	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食に関する豊かな経験ができるよう、クラスごとに食育計画を立てて実施しています。園のプランターでは、トマトやラディッシュなどを栽培したり、提携農家の畑で育った土付きのジャガイモをもらうなど食への関心を深めています。また、毎月の食育を通して、旬の食材に触れたり、見たりして興味が持てるようにし、その食材を使った給食をその日に提供しています。保護者にも、子どもたちに人気のあるメニューのレシピを伝え、家庭でも楽しめるようにしています。また、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント> 入園の際に、離乳食確認表、入園までの生活状況等の書類を使用し、保護者と家庭で喫食経験のある食材を確認するとともに、園で提供する食材を伝えています。また、離乳食については提供前に保護者と面談し形状や量などを確認してから提供するなど、一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしています。検食や残食記録をまとめ、献立・調理の工夫に反映させています。行事食としては、節分の恵方巻などを提供しています。噛むことを大切にし、調理スタッフと子どもたちの噛み具合を確認し、食材の大きさなどを調節しています。給食会議では、子どもたちの食べ具合や、形状（安全に食べられるか）について話し合い、0歳児に関しては、子どもの月齢と家庭状況に合わせて献立をもとに話し合っています。今後、地域の食文化も献立に取り入れることが期待されます。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 連絡帳や、写真掲示、メール、日ごろのコミュニケーションを通して家庭と日常的な情報交換を行っています。また、年に2回程度、各クラスの保護者代表と園長、主任、地域の民生委員が参加し運営委員会を開催しています。その際に、園の予定を共有するとともに、保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会となっています。保護者の保育参加で子どもたちと一緒に過ごす機会を設け、参加後に保護者に感想を伺うことで、保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。また、面談などを通して保護者と子どもの成長を共有し、内容を記録して職員が確認できるようにファイリングしています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 保護者とは登園、降園時にコミュニケーションを取り、また、連絡帳を通して信頼関係を築けるよう努めています。経験豊富な保育士が多く、保護者も話しやすい雰囲気から子育ての相談を受ける様子も多く見られています。担任保育士に限らず、職員全員で一人ひとりの子どものことを把握しており、送迎時には、保護者にその日の子どもの様子を詳しく伝えることができます。面談や保護者からの相談内容については、専用のファイルにまとめてあり、職員同士共有できるようになっています。また、保護者より相談されたことは、可能な限りすぐに解決できるように努めています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 送迎時の保護者と子どもの様子や、園生活の中での子どもの様子等を観察し、普段と違いがないかの確認を通して、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、家庭での養育の状況について把握に努めています。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助のため積極的に話しかけたり面談の機会を設けるなどの準備ができています。虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに園長に報告、園長から区のケースワーカーや担当課と連携する体制も整えられています。今後は、多くの職員が虐待関連の研修会に参加することが期待されます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
＜コメント＞	
職員は日ごろから、保育の合間や休憩中に話し合い、その日の子どもの様子で保育を見直しています。また個別の相談等を園長と実施することで、主体的に自らの保育実践の振り返りを行っています。振り返りの際は、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの自発性や心の育ち等の過程に配慮して行われています。適宜、園長との職員面談を実施しています。また、年度末に職員一人ひとり自己評価を行い、次年度に向けての課題を明確にしています。職員の自己評価は園長が保管し、確認できるようにしています。今後は、職員の自己評価にもとづいた室内の環境設定や、より遊び込むためにはどのようにすればよいのかなど、園全体の保育実践の自己評価につなげることが期待されます。	